

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社赤井建設  
法人番号 : 8230001012352  
業者の住所 : 富山県射水市海老江七軒1491
- 2 指名停止の期間 : 令和5年9月7日～令和5年10月6日(1か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 北陸地区

### 4 事実概要

当該事業者は、国立大学法人発注の建築一式工事の施工にあたり、建設業法第3条第1項第2号で規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請として、政令で定められた総額6,000万円以上(建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)による改正前の建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2条ただし書に規定する額)の下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月13日に富山県知事より指示処分を受けた。

### 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)